

非居住者に対する税金(源泉徴収と付加価値税)

作成者：税務士 チョン・ジェチョン

1. 序論

グローバル時代において、企業や個人が様々な取引の支払いを海外に送金することが一般的になっている。

韓国がこれらの取引を源泉国として課税する権利を行使できるかどうかは、微妙な問題である。海外送金が国内源泉所得に当たるかどうかを判断する必要がある、所得区分や居住国を偽装した租税条約の濫用の問題が多発している。

非居住者又は外国法人(以下「非居住者等」という)の国内源泉所得の課税方法は、非居住者等が韓国に恒久的施設を有し、かつ、当該恒久的施設に実質的に関係又は帰属する場合とそうでない場合とで異なる。

2. 国内税法上の国内源泉所得

非居住者等の国内源泉所得の範囲は、法人税法第93条及び所得税法第119条に定められている。国内税法に定められていない所得は、国内で発生した所得であっても課税されない。

国内税法で非居住者等の国内源泉所得を所得類型別に記載しているのは、課税方法や適用税率が異なるためである。個別租税条約上の所得区分が国内税法上の所得区分と異なる場合は、個別租税条約上の所得区分が優先するものとする。

所得税法第119条には、利子所得、配当所得、不動産所得、船舶・航空機の賃貸所得、事業所得、業務サービス所得、勤労所得、退職所得、年金所得、土地建物からの譲渡所得、使用料所得、有価証券譲渡所得、その他の所得が、法人所得税法第93条には勤労所得、退職所得、年金所得以外の所得が記載されている。

3. 租税条約による源泉地国の課税権の制限

租税条約は、国際的な二重課税を防止することを主目的としており、そのために源泉国の課税権の制限を規定している。租税条約は、国内税法に関して特別な法的地位を有し、国内税法に優先し、租税条約は源泉国の課税権を制限する。

4. 非居住者等に対する課税方法の要約

非居住者等の課税方法は、非居住者等が韓国に国内事業所を有するか否かにより、以下のよ
うに区分される。

非居住者等が国内事業所を有し、その所得が国内事業所に帰属する場合には、他の所得と併
せて申告・納付しなければならず(総合課税)、非居住者等が国内事業所を有しない、または
国内事業所を有するが国内事業所に帰属しない所得の場合は、所得の種類ごとに源泉徴収
(分離課税)される。

5. 非居住者等に対する付加価値税課税問題

非居住者等が居住者である事業者 서비스에を提供する場合、大韓民国がそのような付加価
値税に課税する権利を行使できる要件と方法を紐解くと、

まず、課税する権利を持つためには、サービスに対応するサービスの提供は私たちの国の領
土内で行われなければならない。

非居住者等が付加価値税に関連する恒久的な事業所を持ち、サービスの提供がそれに関連し
ている場合にのみ、非居住者等は付加価値税を納付する義務があり、それ以外の場合は、相
手方が非居住者等(供給者)に代わって納付する義務がある。